

昭和55年8月1日(1980)

No. 199

大豊町の概要			
位置	東經133度37分	北緯33度56分	
面積	320.54平方杆	東西 32杆	
	南北 28杆	部落数 86	
人口	10,053	男 4,781 女 5,272	
世帯数	3,474(6月末)	現在住民基本台帳調	

大連圖書館報

昭和 55 年 8 月 1 日 発行

全世薦配布

編集大豐編集委員會
發行大豐町中央公民館
印刷高知印刷株式会社



合併25周年記念式典及び 文化ホール落成式挙行する

一、私達は、つねに心と庄村をきたえて明るい家庭をつくります。

一、私達は、つねに人間たる大切にし、しあわせをもかちあえる町民になります。

一、私達は、つねに助け合い決めごとを守りよい習慣をつくります。

一、私達は、つねに郷土を愛し、産業と文化の創造につとめます。

一、私達は、つねに力を合わせて、福祉と文教のことをつくります。

新築された農工センター＝文化棟＝

就任されました。三谷泉州先生のものと財政再建が図られ「明るい豊かな郷土づくり」に住民一体で対処してまいりましたのであります。第二代目首長に就任された西岡治郎先生も、この基調を踏襲されまして住民生活の向上に献身御盡すいされまして生産基盤、道路網の整備学校教育環境整備を重視的に推進され町勢の格段の進展が図られました。過去25年間を回顧致してみますに、

21世紀へ羽ばたく本町致しましては、本日の記すべき25周年を肝に銘じ民一丸となつて、リンク

て、国県の施策と相まつて強力な農林業施策を推進いた次第であります。又森林整備、第二次産業振興にかかる企業誘致のほか、第三三次産業も含めた、地域開発を推進し住民人口の動態変化に対応する福祉施策の充実化も図る必要性に迫らっております。

は県下町村では最大の規模を有していたが、南部5部落の分村と以後における急速な人口流出により今日では当時の人口の約二分の一萬七百二十七人となりました。「地方の時代の幕明け」と言われ、地方自治の本旨を駆使して住民福祉の増進と地域社会の進展が重視されてまいりました。省りみれば合併当初の財政再建団体の指定というハネデキアップを乗り越え「和哀を傾注する決意であり、協力」「融合」体の村づくり。

今年始めから合併二十五周年記念事業の一環として建設されておりました、農工センター文化ホールの工事が完成しました。これを機に去る七月十七日の内県知事を始め内外の関係機関の方々五百有余名の参列の中で盛大な合併二十五周年記念式典と、同ホールの落成式が挙行されました。

式典における町長挨拶（要旨）

歳月の移り變りは早いもので昭和28年法の施行により、嶺北東部4ヶ村が合併して4分の1世紀が経過しました。昭和47年4月1日までは町制を施行し、今月当時

先輩各位におかれましては常に住民のニーズを察覺され、住民生活の向上に尽力下さいました結果今日では道路網を始め、各種施設の整備も順次進んでまいっておりますが、多様化する住民の付託に応えるためには、本日を契機に更に锐意貢献して建設されておりました、農工センター文化ホールの工事が完成しました。これを機に去る七月十七日の内県知事を始め内外の関係機関の方々五百有余名の参列の中で盛大な合併二十五周年記念式典と、同ホールの落成式が挙行されました。



被表彰者の記念写真

田嶋先生は貢献された各分野の次の方々と団体が表彰されました。

A black and white photograph showing a banner with Japanese text and a person standing next to it. The banner reads "周年記念式典" (Anniversary Commemoration Ceremony) and "文化ホール竣工" (Completion of the Cultural Hall). A small figure of a person is visible at the bottom left of the banner.



新築された竣工セレモニーに際して、大豊町合併祝賀式典が開催されました。この式典には、大豊町長はじめ多くの公職者や関係者が出席し、祝賀の言葉を述べました。また、地元の住民団体も積極的に参画し、地域活性化の取り組みについて発表しました。この式典は、大豊町の歴史的変遷と今後の展望を示す重要な機会となりました。

各分野の次の方々と団体
が表彰されました。

農地の転用や登記について

大豊町農業委員会
会長都築弘身

一、農地転用と登記について

農地を転用し、これを登記しようとする場合には、不動産登記法第35条第1項第4号の規定により登記申請書に農地法第4条又は第5条の許可書を提出することによって、農地の転用が認められる。しかし農地法の許可外である現況農地以外のものでも台帳地目が、田、畑、牧野である場合等には以上の登記原因を証する書面として農業委員会は、私の現況証明願に基づき現地調査を行なつて非農地証明書を出して農業者の便宜を図っている。

不動産の表示に関する登記事務取扱要領(昭和52年11月2日高知地方法務局訓令第1号)第3条第1項第4号によれば、農地を農地以外の地目とする地目変更登記の申請書には、農業委員会の非農地証明書の添付を求めるものとあり、又同条第2項では、登記官吏が該当土地が農地に該当する見書(現況証明)を提出することになっている。

これは登記官吏が地目を認定する場合に、不動産登記法による地目認定と農地法の統制規定との相互の運用の内消化を図るために供われているものです。

不動産登記法第25条第1項には「登記ハ法律ニ別段

ノ定アル場合ヲ除ク外当事者ノ申請又ハ官庁若クハ公署ノ嘱託アルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス」とあります。本人がその手続について不案内等の場合があるので、それ等の法律に基づき許可を受け、他の依頼によって申請手続等を代わってす。

そこで、申請手続とされておられます。これらの方方に登記の申請手続を依頼される場合には、事前に話し合って代行していただくようにしてください。

二、農地法について

農地法(昭和27年7月15日法律第21号)でいう農地とは、耕作の目的に供される土地をいいその土地それ自体の実状態に基づいています。

土地登記簿の上での土地の地目が田又は畠として記載されている場合は、その土地が農地であるかどうかとは関係ありません。

耕作とは土地(及びそこにおける作物)に労資を加え、いわゆる肥培管理を行なつて作物を栽培することです。

農地法は現に農地なり採

草放牧地なりになっている土地の利用を、次のことによって規制し、このことによって耕作者の地位の安定と農業生産力の向上を図ることも、その土地の効率的な利用が促進されるよう誘導することをねらいとしています。

その他の法律に基づき許可は不要です。

三、農地法の改正による耕作の一部改正により、耕作者の経営の安定に支障を生じない範囲内において農業委員会の承認をうけた場合には、小作料の定額金納制は条件つきで農業委員会の承認をうけた場合には、小作料の定額金納制は認められるようになります。

昭和55年5月農用地利

用増進法が制定公布されました。これについて

西峰地区でも

風の吹き方を知っていると、もし、停電などでテレビやラジオの情報が聞けないことがあります。

西峰地区でも民間のテレビがきれいに映るようになります。

